

かもしれないとしているが、下院はこれを通過させるべきであるというのが大方の見解である。

Congressional Quarterly Weekly Report,
May 24, 1975.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

薬 剤 費 の 動 向

(西ドイツ)

疾病保険の費用の増大にともない薬剤費の増大が問題とされている。しかし、一方ではそれほど問題ないという意見もある。一体、実情はどうか、最近の資料からこの点をさぐってみよう。

表1は、1950～1978年における疾病保険の費用構成の推移を示したものである。これによると、薬剤費の占めるウエイトは年々大きくなっており、1978年には21.10%になる見込みである。しかし、表2のように、短期的にはそれほど大きな変化はなく、とくに薬剤費が目立って伸びているというふうには受けとれない。

一般被保険者の場合に比べて年金受給者の場合薬剤費の割合が高いが、この現象は公的疾病保険のみならず、私的疾病保険の場合にも見られる。薬剤費が他の給付費に比べて年齢依存度が高いことがわかる。したがって、年金受給者の普通より高い薬剤需要と全被保険者数に占める年金受給者数の割合のコンスタントな上昇が、薬剤費増大の一つの大きな要因であることは確かである。

表3は、1968～72年における薬剤の消費量とその費用の伸びを示したもので

表1 疾病保険の費用構成の推移 (単位：%)

年	診 療 費	薬 剤 治 療 用 品 費	入 院 費	傷 病 手 当
1950	20.10	15.90	19.20	20.60
1960	19.70	13.70	16.50	28.30
1970	20.70	18.40	22.60	9.50
1973	21.50	20.80	28.60	9.80
1978	19.10	21.10	33.60	7.50

(注) 費目のうち主要なもののみで、割合を合計しても100にならない。
(資料) Arbeit und Sozialpolitik, 5/1975, S.180.

表2 疾病保険の全給付費に占める薬剤費の割合 (単位：%)

年	一般被保険者	年金受給者	計
1969	17.2	28.0	20.5
1970	16.0	28.0	19.7
1971	15.2	26.8	18.8
1972	14.9	25.9	18.4
1973	14.7	25.3	18.2

(資料) Arbeit und Sozialpolitik, 2/1975, S.56.

表3 薬剤費の増加要素 (1968～72年)

被保険者1人当たり薬剤費の平均増加率		12%
1. 量的要素		
(1) 処方数の増加率		5%
(2) 年金受給者の需要増加率		2%
2. 价格的要素		
		5%

(資料) 表2と同じ。

ある。これによると薬剤の消費量も費用もそれほど大きく増大していない。

表4は、薬剤価格と生計費を比較したものである。これによると薬剤価格は生計費よりも伸びが小さい。

表4 薬剤価格と生計費の伸び (単位:%)

年	薬剤価格(薬局購入価格)	生計費
1965	1.7	4.0
1966	2.6	2.9
1967	1.0	0.6
1968	2.0	2.5
1969	1.6	2.9
1970	4.3	4.0
1971	4.0	5.8
1972	4.0	6.5
1973	3.9	7.8

(資料)表2と同じ。

薬剤価格は、1968年1月1日からの疾病金庫への供給に対する売上税免除の廃止および1968年7月1日からの薬品税の引上げにより上昇しているはずであるが、生計費の伸びの方が大きい。10マルクの薬剤価格(薬局販売価格)の構成(平均)はつぎのようになっている。

生産者取得分	4.70 マルク
問屋取得分	0.90 マルク
薬局取得分	3.40 マルク
収益税	1.00 マルク
	10.00 マルク

以上のような状況からして西ドイツでは、長期的には薬剤費の増大がみられるものの、いまのところそれほど深刻な状況とはいえないようだ。

Arbeit und Sozialpolitik, 2/1975, 5/1975. (石本忠義 健保連)

社会保障こぼれ話 (8頁からつづく)

2,520ドルに、つまり、月額で200ドルから210ドルに上げられた。これらの上限引上げでは、今回の調整は1975年の秋に決定されるであろう。その場合の調整は1974年の第1四半期から、1975年の第1四半期までの期間に、賃金に現われた変化にもとづいて行なわれ、事実上上げられた上限は1976年1月から実施されることになる。しかし、上述した期間に生じた変化を用いた上限引上げが所定の水準を超えなければ、上限の引上げは行なわれない。それら所定の水準というのは、抛却と給付の算出対象とする収入が14,250ドルで、年金受給者が年金の減額なしに取得できる収入の上限が月額215ドルである。

OASDHIの現金給付は、労働者の平均月収から算出された第1次保険額を用いて算出されるが、現金給付の自動的調整が実施された場合には、CPIの上昇率と同一の乗率を用いて古い第1次保険額を上げた新しい第1次保険額が、いつでも算出されることになっている。また、抛却と給付の算出対象とされる収入上限が上げられたときには、従来の収入上限を超える部分に対する補償率を含めた算出方式が用意される。1975年6月における給付の自動的調整により、現在の第1次保険額は次のような方式で算出される。つまり、労働者の平均月収は上限の1,175ドルまでを7グループに分けられ、それぞれに乗率が定められており、それらの乗率を用いて、第1次保険額が決定される。1975年6月におけるそれらの乗率は、最初の110ドルまで129.48%、次の290ドルまで47.10%、その次の150ドルまで44.01%、その次の100ドルまで51.73%、さらに100ドルまで28.77%、その上の250ドルまで23.98%、最後のグループである175ドルまで21.60%である。この乗率を用いて得た金額の合計が第1次保険額になり、その最低は平均月収76ドル以下に対する101.40ドルである。い

(33頁へつづく)